

議案第42号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 取得財産及び数量 学習者用1人1台端末（コンバーチブル型） 5,547台
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得金額 302,034,150円
- 4 契約する相手方 宇都宮市東宿郷四丁目3番27号
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部栃木支店
支店長 横山 稔